

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称： 江南市立布袋西保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 石井 淳子	定員（利用人数）： 138名（103名）	
所在地： 愛知県江南市木賀町定和31番地		
TEL： 0587-56-3300		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和31年 9月30日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 江南市		
職員数	常勤職員： 13名	非常勤職員： 27名
専門職員	（園長） 1名	（調理員 食品衛生責任者） 1名
	（保育士） 24名	（調理員） 4名
	（保育補助） 7名	（看護師） 2名
	（事務職員） 1名	
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等） 冷暖房完備・調理室
		医務室・遊戯室・調乳室
		水遊び場・トイレ・手洗い場

### ③理念・基本方針

#### ★理念

『子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す』

#### ★基本方針

##### ・保育方針

豊かな心と健やかな身体でよく遊ぶ子どもを育てる

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

##### (遊びの環境づくり)

・園庭には、藤、桜、ハナミズキ、クログネモチ等様々な樹木が季節を彩り、季節ごとの変化に子どもたちは目を輝かせている。また、畑になす、きゅうり、ゴーヤ等の野菜を子どもと植えたり、朝顔や日日草、ふうせんかずら等の種を植えたりし、野菜や花の生長を楽しみながら水やりをしている。また、園内にある花を使って色水遊びを楽しんだり、野菜を収穫すると、調理員にその食材の調理をしてもらい、給食で食べることを喜んでいる。また、園内にある「ぞうさん広場」では、バッタ、ダンゴムシ、ちょうちょ等、身近な虫に触れることもでき、楽しみながら虫探しをしている。季節に合わせ自然の中で感じられることを取り入れている。

・戸外、室内とも、子どもの興味や年齢に合わせた環境づくりを考えて遊びの設定をしたり、子どもからの発想を取り入れたりしている。

##### (園内研究)

・今年度の園内研究のテーマは「自分らしく安心して働ける職場を目指して」 — 自己肯定感を高め、より良い職員関係を築く — ということ職員同士の関わりを深めたり、職員のいいところを見ていくなどしたり、悩み相談会や情報共有をしたりして進めている。

##### (地域の方との触れ合い)

・地域の方に保育園の子どものことを気にかけてもらったり、園の近くの畑をされている方に収穫体験をさせてもらったりしている。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 7月 4日(契約日) ~ 令和 6年 5月27日(評価確定日) 【令和 5年11月 1日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (平成 年度)

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆第三者評価受審の取組み

今回が第三者評価の初めての受審である。園長より「項目の内容を理解するところからのスタートだった」という言葉があったが、記述してある内容を確認すると、職員全体で受審に対して前向きに取り組んだ様子がうかがえる。自己評価も的確に実施されている。

##### ◆地域に愛される保育園

保育園の歴史が長く、地域の店舗の駐車場を時間限定で借用する等、保育園の課題解決のために地域の協力が得られている。園外保育時の見守りボランティア(キッズガード)や近隣の畑での収穫体験等、地域の中で子どもたちが見守られて成長していく姿がある。また「園庭開放」や「ほほえみ広場」、「赤ちゃんの駅」の取組みにより、保育園を利用していない親子に対しての受入れや相談体制が整備されている。理念に謳う「地域に愛される保育園」を目指して、確実に歩を進めている。

##### ◆災害時における子どもの安全の確保のための取組み

災害時の対応について、子どもの安全確保のための職員意識が高い。様々な場面を想定して訓練を行い、その都度適切に評価を行っている。改善が必要な点はすぐに対応し、子どもたちの安全確保のためにしっかりと取り組んでいる。

◇改善を求められる点

◆事業計画及び事業報告の整備

中・長期計画と単年度の事業計画について、数値目標や具体的な成果等の設定がないため、評価が曖昧になっている。事業報告の作成はあるが、実施件数の報告や行事の振り返りに触れる内容に留まっているため、事業計画と事業報告のつながりが薄い。

◆園情報の公表

市のホームページから園のホームページに入ると、園の概要や定員等が掲載されている。しかし、公立園としての制約もあり、現状のホームページからは、園の特色や保育の内容をうかがい知ることは難しい。汎用性の高いリーフレットを活用し（充実させ）、公表すべき情報を補完することが望ましい。利用希望者に対する園情報の公表は「社会福祉法」第75条の規定によって義務化されている。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審させていただいた事により、保育について丁寧に行っていくことを改めて学ぶことができました。改善点については、職員同士で話し合いながら、今後に繋げていきたいと思っています。また、何度も丁寧に対応していただき、どうもありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 理念、基本方針については、入園式に保護者へ配付する「入園のしおり」に記載されており、園内の掲示板等にも掲示されている。職員へは理念等が記載されたカードを配付し、職員会議等で唱和し浸透するよう努めている。保護者等への周知を確実なものとするため、毎月発行の「園だより」に理念を記載し、さらに行事等において説明を加えることを決めている。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 市が主管する「江南市こども子育て会議」が開催され、会議の中で地域の環境と園の経営状況について把握・分析している。園としては、市が作成している「江南市子ども・子育て支援事業計画」を基に、必要な情報の収集に努めている。市内の園長会において、有益な情報を得ることができている。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	② a ・ b ・ c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 園の駐車場がなく、時間限定で近隣の店舗の駐車場を借用しているが、住宅地であり送迎時の園周辺の駐車車をなくすため、保護者が到着したら、門（園庭入り口）で子どもの引き渡しをする工夫をしている。また、長時間保育の子どもが増え、全職員が職員会議に参加することが難しい状況であるが、園内研究において職員同士の関わりを深め、よい密な関係を築くことにより、より良い保育につなげている。		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 市により、平成30年度から10年間の「愛と知との江南市計画」と、令和2年から5年間の「江南市子ども・子育て支援事業計画」が策定されている。それらを踏まえた上で中・長期計画を策定しているが、数値目標や具体的な成果等の設定はないため、評価が曖昧にならざるを得ない状態である。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 単年度の事業計画についても、中・長期計画と同様に数値目標や具体的な成果等の設定はなく、前年度の事業計画を見直して必要な改定を実施している。事業報告の作成はあるが、実施件数の報告や行事の振り返りに触れる内容に留まっているため、事業計画と事業報告とのつながりは薄い。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画はあらかじめ定められた時期にクラスごとに前年度の事業計画の評価を実施し、次年度の計画案を作成している。その内容を職員会議等ですり合わせた後に、園長が取りまとめて作成している。作成された事業計画については職員会議時に全員に配付し、さらに職員室に掲示することで、いつでも確認できるよう周知が図られている。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画について、主要な内容を分かりやすく説明した資料はなく、行事計画の配付に留まっている。「園だより」への記載や、個別に口頭での説明を行うことで周知を図っているが、保護者アンケートの「保護者への事業計画の周知」の中でも、行事計画と事業計画の違いが曖昧になっているため、保護者に事業計画を周知・理解してもらうための今後の取組みに期待したい。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の質の向上のため、人権意識を高める「人権セルフチェック」を年に2回実施している。保護者向けアンケートを行事後に実施しているが、保育の内容全般についての満足度調査等は実施していない。評価（保育全般にわたる満足度調査等）の計画的な実施、結果の分析、分析内容の検討までの仕組みの構築が望まれる。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現在ある課題を顕在化させる工夫が見られる。しかし、その課題について、いつ、どの会議において議論されたかが、分かりにくい状況である。誰が（責任者）、いつまでに（期限）、何をするのか（実施方法・結果）という具体的な計画を策定し、それを記録として残すことを期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 「職務分担表」等において、園長の役割と責任について明確に表記されている。緊急時の「事故対応マニュアル」の「役割分担表」の中では、園長が不在の場合の対応者の順位付けがされており、非常時においても職員一人ひとりが行動しやすい工夫がされている。毎月実施している訓練において、さらに理解が深まっている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① ・ b ・ c	
<コメント> 主な法令等の改正時には、市より伝達があり、園内周知が図られている。法令遵守の徹底のため、市の「コンプライアンスチェックシート」を用いて、自己点検を実施している。また、「保育士の心得」や「保育士倫理綱領」の読み合わせを行うことで、遵守する法令の理解を深める取組を実施している。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a ・ ② ・ c	
<コメント> 保育の質の向上のため、市内の他園と公開保育をしたり、園長・園長代理が積極的に保育に参加する機会を作ることで、現在の保育の様子や職員の状況を把握し、園全体の保育の質の現状把握、評価・分析に努めている。保育の質の向上のため、定期的、継続的に評価・分析する仕組みの構築が期待される。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<コメント> 公立園であるため、園長は経営状況やコストバランスの分析については関与していないが、職員の働きやすい職場づくりのため、休憩時間の確保や、職員が休暇を取得しやすいよう工夫をしている。車で送迎する保護者が多く、駐車場もないため、速やかに送迎ができるよう工夫がなされている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 必要な福祉人材の確保（正職員・会計年度任用職員）については、市の保育課が採用業務を担っており、採用計画は園では把握していない。園として福祉人材の採用に関わることはないが、職員の定着対策を講じ、保育士資格の取得を目指す会計年度任用職員に対して、相談に乗って資格取得促進に努めている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<コメント> 市の人事制度により全職員に対して人事評価を実施している。「人事評価表」に基づき、年に1回実施されており、「目標設定シート」を使用して個人目標を設定し、評価（自己評価及び上司の評価）する仕組みがある。昇格の仕組みに関しては、市より明確にされている。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員間のコミュニケーションを大切にしており、個人面談やお悩み相談室の設置など、話しやすい雰囲気づくりを心掛けている。話しかけづらい場合に備えて、職員用の手洗いにポストを設置する工夫もあった。福利厚生も充実しており、産業医の活用もでき、働きやすい職場づくりに努めている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「目標設定シート」を使用することで、個人目標が明確となっている。さらに個人目標を本年度の園内研究「自分らしく安心して働ける職場を目指して」にもつなげており、個人での取組みが園全体での取組みと連動している。個人目標に関しては、年度初めの個人面談において設定し、中間面談で進捗状況を確認し、年度末に目標達成度の評価が行われている。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長と市の保育課職員によって構成される研修委員会により、研修計画が策定されている。他園の公開保育への参加に関しては、今年度から、全職員参加型の研修として位置づけている。履修後に「研修のカルテ」を作成しており、これによって、研修の狙いや研修で得た気づき（アクションプラン）等は確認できる。課題は、アクションプランが保育の現場で実践されたか、否かを、検証する仕組みがないことである。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員一人ひとりに「研修カルテ」が作成されており、入職から現在までの研修の受講歴が残っている。全職員が研修に参加できる機会を確保し、研修後の職員会議や夕礼時に、受講した研修内容について口頭で職員全体に周知するよう工夫している。自己研鑽のために、勤務時間外に自費で外部研修に参加する職員もいる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「実習生受入れマニュアル」を整備し、担当者を決めて実施している。実習生は保育士、看護師、小学校の教諭の受入れ実績があり、実習終了後には振り返りを行っている。特に保育士実習については、将来の福祉人材の育成という点を意識し、効果的な実習となるよう工夫している。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市のホームページから園のホームページに入ると、園の概要や定員等が掲載されている。園を紹介するリーフレットについては、見学に訪れる保護者への説明用に使用しており、市の保育課等にも設置してある。公立園としての制約もあり、現状のホームページからは、園の特色や保育の内容をうかがい知ることは難しい。汎用性の高いリーフレットを活用し（充実させ）、公表する情報を補完されたい。（社福法75条）</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の定めた規程により、園の事務、経理、取引等を適切・適正に執行している。現金の取扱いはなく、1万円未満の消耗品についても市へ報告し、1万円以上のものについては「備品台帳」へ載せるなど、細かく定められたルールに則って進められている。不正を起こさないための内部牽制が機能している。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  「全体的な計画」の中で、地域との連携（実習生・職場体験、ボランティア受入れ）を明記している。地域との交流としては「とうもろこし狩り」や「大根狩り」体験の受け入れをしてもらったり、子どもが地域の散歩に出かける場合は、地域の方の見守り支援として「キッズガード」を募り、登録者による見守りが実施されている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  「ボランティア受入れマニュアル」を整備しており、中学生の職場体験や社会福祉協議会による福祉体験の受入れ実績がある。また、園外保育（地域における散歩）に出かける際の見守りボランティアである「キッズガード」の登録を促し、地域との連携を図っている。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  市が発行している「江南市くらしの便利帳」をすぐに確認できるように職員室に置き、保健センターや子育て支援センターなど、園の関係機関・団体のリストとして活用している。虐待が疑われる場合などにおいては、関係機関と必要に応じて情報共有をし、連携をとっている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  校区内の校長・保育園・民生委員児童委員で構成されている児童委員会へ参加し、地域の福祉ニーズを把握する取組みにつなげている。また、園の事業である「園庭開放」や「ほほえみ広場」に、地域の未就園児と保護者が参加しており、保護者からの相談に応じる機能を有しており、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  園が保有している専門性を活かし、地域社会への貢献活動を実施するよう努めている。その具体例として、未就園児親子を対象とする「ほほえみ広場」や、授乳やおむつ交換のスペースを提供する「赤ちゃんの駅」、また「園庭開放」を実施している。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもを尊重した保育については、理念や基本方針を玄関や保育室等様々な場所に掲げ、職員が常に意識できる環境となっている。市で作成した「人権セルフチェック」を活用し、不適切保育について考えるための研修を今年度2回行った。市内の保育園で定期的に公開保育が開催されており、積極的に勉強会に参加している。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c
<コメント> プライバシー保護等についてマニュアルは整備されており、職員間で随時読み合わせを行っている。市内の保育園間で情報共有し、子どもの生活の場にふさわしい環境について学び合っている。パーテーションやカーテンを利用し、外からの視線を遮るよう工夫している。園の向かい側にコンビニエンスストアがあり、近隣住民以外の不特定な視線もあるため、より意識して環境整備をしている。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c
<コメント> 保育内容を分かりやすくまとめたホームページやパンフレットがあり、資料は市内の各園や市役所で入手できる。未就園児対象のほほえみ広場や週1回の園庭開放日を設け、園の様子を直に感じられるような取組を実施している。園見学は主に園長や園長代理が対応し、説明内容に差異が生じないように配慮している。基本的に園見学は日を定めて行っているが、見学希望者の意向に添って個別の対応も行っている。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c
<コメント> 入園時には「保育のしおり」を使い説明をしている。イラストやチェックリスト等が記載され、分かりやすくする工夫もある。入園説明会では実際の物品を展示し、年度途中で入園する場合には、物品の写真を用いて説明し、分かりやすいように配慮している。保育の変更については、「園だより」やお知らせボード、メールを活用して説明をしている。必要に応じ、送迎時等を利用して口頭での説明も詳細に行っている。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	① ・ b ・ c
<コメント> 市内への転園に際しては、市内共通の書式で情報共有を行っている。市外への転園は転園先からの依頼があれば、保護者の同意を得て情報提供をしている。園の利用が終了した後も、園庭開放等を活用して、在園時同様に園が相談できる場であることを案内している。市役所にも相談の窓口を設けていることは、書面により案内をしている。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ① ・ c
<コメント> 子どもの日々の表情や言動で、満足の状態の把握を行っている。送迎時や年2回の懇談会で保護者の満足度を確認し、必要に応じ会議を利用して職員間で共有し、保育に活かしている。行事後にアンケートを実施し、集計して「園だより」で公表している。日常の保育全般にわたっての満足度を把握するために、行事後に留まらず、定期的に保育全般に関する満足度調査を実施することが望まれる。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ① ・ c
<コメント> 「保育園のしおり」に苦情申出窓口の設置について案内があり、門（園庭入り口）の掲示板にも掲示してある。苦情は市のホームページでも受け付けている。苦情を受け付けた記録があり、解決までの経緯が記載されている。「意見箱」の設置も行っている。保護者アンケートでは、「実際に苦情があるのか分からない」との意見が数件あったため、適切な方法で苦情情報を公表する仕組みを作ることを期待したい。		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 朝夕の送迎時に保護者とのコミュニケーションを図り、相談や意見を出しやすい雰囲気を作っている。相談内容によっては空き部屋を利用し、カーテンで外から見えないような環境作りをしている。長時間保育の保護者が担任へ相談ができるように、柔軟に時間調整をする仕組みもある。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 相談等の対応マニュアルが整備されており、年度末や必要に応じて随時見直しをしている。保護者からの相談や意見は、16時からの夕礼や職員会議で共有し、迅速な対応を心がけている。必要に応じて保護者との懇談の時間を設け、必要に応じて改善に努めている。相談の記録に関しては個人ファイルに記入し、職員がいつでも確認できるようになっている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; リスクマネジメントの責任者は園長とし、毎月マニュアルに沿って事故対応訓練を行っている。訓練後には必ず振り返りを行い、必要に応じて改善・変更をしている。「ヒヤリハット報告書」があり、記載された内容は夕礼や会議で情報共有し、未然防止に努める取組を行っている。日々情報は新しくなるため、園外研修や園の勉強会で検討を重ねており、安全に対する職員意識は極めて高い。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉠ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 市で作成した「感染症対応マニュアル」を、園の状況に合わせて保育の手引きとしている。感染症の流行前に随時研修を行い、職員間で周知できるように取り組んでいる。感染症が発生した際は、門への張り紙やメールにて保護者に連絡をしている。感染症の対応については、度々変更があるため、変更した時期が確認できるように（最新版管理の原則から）日付を記載しておくことが求められる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 地震・火災・水害・不審者を想定した訓練を、子どもと一緒に毎月行っており、その都度振り返りをして改善に努めている。災害防犯についての計画書が作成され、子どもの活動に対する配慮事項等も記載されており、子どもの安全確保のための意識は高い。災害時の備蓄も整備され、アレルギー対応食も準備されている。備蓄の担当は園長代理が行い、リストを用いて正確に管理している。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 保育の手引きや各マニュアルが整備されていて、職員が必要時に手に取れるように各クラスに置かれている。職員間で周知徹底するため、定期的にマニュアルを用いた研修や読み合わせを行い、新しい職員には入職時に研修を行っている。標準的な実施方法が明文化され、職員間で共通理解をすることで日々の保育に差異が生じない仕組みとなっている。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉠ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 市全体の見直しについては、各園の園長代理が出席する会議で話し合って改訂されている。新しい情報の追記や改善が必要な場合には会議で話し合い、必要なタイミングで見直しを行っている。改訂した時期については記載が無く、どのタイミングで変更したのか確認ができない。改訂をした日付をその都度記載し、誰が見ても確認しやすい状態にしていくことが望まれる。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<コメント> 市共通の様式を用いて、保護者が入園前の生活状況等を記入し、入園前の面談で確認している。アセスメントから指導計画を作成しているが、指導計画は園長代理が確認して助言をする仕組みがある。子どもや保護者のニーズは指導計画に反映されており、必要に応じ、園以外の関係機関（担当者）とも連携して指導計画を作成している。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ b ・ c
<コメント> 年間の指導計画は年度末の会議で評価・反省をし、次年度の計画については園長や園長代理が中心に作成している。月・週の指導計画を各保育室に掲示し、関係する職員全員が確認し、必要に応じて追記する仕組みになっている。実際に確認した2歳児クラスの8月の月間指導計画には、クラス担任以外の職員のアドバイスのコメントが追記してあった。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの発達状況や生活状況は、市が定めた様式で情報を記録している。職員は子どもの状況の把握のため、毎日の夕礼や週1回の会議・申し送りの記録を活用して確認している。確認後には各自チェックを入れる仕組みになっている。職員の確認漏れがないよう、会議録（「職員会議録」、「夕礼等の連絡確認」等）の下部（チェック欄）には、予め職員全員の名前が印刷されている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの記録に関しては、6年間保存することが定められており、施錠できる書庫にて保管している。個人情報取扱に関しては、保護者に文書を配付し、入園説明会で説明して同意を得ている。保護者が撮影した写真等をSNS等にアップしないことは、各家庭にしっかり伝えている。「園だより」やホームページへの写真の使用は、個別に了承を得て適切に対応している。		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育理念に基づいて「全体的な計画」が策定されている。子どもが、地域住民の畑のトウモロコシや大根の収穫に参加したり、園外保育（散歩等）では地域の方と挨拶を交わす等、理念にある「地域に愛される保育園」を意識して取り組んでいる。「全体的な計画」については、年度末に評価して次年度の計画の作成に活かしている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが安全に過ごせるよう、部屋の扉や家具の角、園庭の遊具の使用方法等に配慮している。室内の温度や湿度、換気等、部屋の場所に応じて常に気を配って対応している。衛生面では、机や玩具の消毒のためのマニュアルが整備され、パケツや雑巾を分ける等の細かな対応がある。子ども一人ひとりが落ち着いて過ごすための環境設定については、他園の公開保育で情報収集し、適切に整えていくことを期待したい。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりを受容できるよう、子どもの気持ちを受け止め、その子どもに合った対応を心掛けている。急かす言葉や制止させる言葉を不用意に使用しないことを多くの研修で学び、保護者アンケートでも嬉しいコメントがあった。保育の忙しさや職員の心のゆとりが無い場面でも、子どもに対して丁寧な保育ができるよう、職員間で声を掛け合い、フォローしあえるように心がけている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本的な生活習慣を身につけることの大切さを、子どもが理解できるように、職員が子ども一人ひとりに個別に時間を掛けて取り組んでいる。トイレや手洗い場、食事の場面等で絵カードを用いて、子どもが主体的に取り組めるように工夫している。できたことは保護者へ伝え、家庭と連携して取り組んでいる。子ども個々に差がある時期であるため、子どもにも保護者にも無理のないよう、伝え方にも配慮している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの遊びが広がるようなコーナー作りや、廃材を利用して自由な発想で遊びが広がるような工夫をしている。園外保育で子どもが見つけた種を園庭に植え、育つまでの過程を楽しみに観察したり、子どもが自分たちの町を意識し、皆で一つの地図を作成したりと、子ども主体で活動できるように環境設定を行っている。他園の公開保育に参加し、各園の取組みを学ぶことで子どもの遊びの幅を広げている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちが、職員のそばで見守られながら安心して遊べるように保育室にコーナーを設け、適切な広さで過ごしている。歩き出したり離乳食が始まる時期でもあるため、常に安全を心掛けている。看護師がクラスに入っているため、体調の変化があっても素早く対応できる環境にある。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>思いをうまく言葉で伝えられない時期でもあるため、職員が子どもたちの思いを受け止めて代弁することで、安心して活動範囲が広がっていくように関わっている。子ども同士の関わりの中で、思うようにならないことからトラブルも多い時期ではあるが、職員配置に留意して安全に過ごせるように配慮している。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  子ども一人ひとりがやりたいことができる時間を大切に、園内の好きな場所で遊べるように環境を設定する日もある。誰がどこで遊んでいるかを職員が把握するため、園庭にあるボードに名前を記入して確認しやすくする工夫もある。年長児がリレーを行った際には、各チームでどうしたら勝つことができるか作戦を練って取り組み、勝っても負けても満足感の残る活動となった。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  障害のある子どもに対しては巡回指導や療育相談があり、保護者や職員が専門家からのアドバイスを受ける機会となっている。職員は外部研修や他園の公開保育に参加して障害に対する知識を深め、日々の保育に反映させている。保健センターや療育施設等との情報共有の場を更に増やし、各機関が連携しながら障害のある子どものサポートを行っていくことが望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  延長保育では、部屋に布団やゴザを敷き、ゆったりと身体を休ませることができるよう、環境にも配慮している。18時以降に子ども各自が持参したおやつを食べ、水分補給は常時行えるようにしている。夕礼で職員間の引継ぎを行い、夕礼に参加できない職員は毎日の記録を必ず確認する仕組みがある。長時間保育の計画が作成され、週ごとに活動の様子を評価して次につなげている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  小学校との連携については、園の「クラスだより」を毎月小学校へ送り、その時期の子どもの様子を伝えている。幼保小連携会議では意見交換の機会があり、「保育所児童保育要録」によって一人ひとりの子どもについて丁寧に情報提供が行われている。コロナ期間中は実施ができなかったが、子どもや保護者が小学校の生活に見通しが持てるような取組みを積極的に行っていくことを期待したい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  月1回の発達測定や年2回の園医による定期検査を実施し、子どもの心身の健康状態を把握している。既往歴等は個別ファイルにまとめ、健康状態の把握が特に必要な子どもに対しては一覧表を作成し、職員全員が周知できるようになっている。SIDS（乳幼児突然死症候群）に対する対応も十分に行っており「園だより」で保護者に情報提供をしている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  内科健診・歯科健診を年2回行っており「健康の記録」や「連絡ノート」で全員の保護者に結果を伝えている。家庭からの受診が必要な場合には受診後に結果を提出してもらい、園で状況の把握をしている。毎月の「園だより」には、その時期に流行が予測される感染症や健康習慣について記載し、保護者に注意喚起している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  医療が必要な子どもは、主治医への書面での質問や受診時に同席する等で状況確認し、職員間で情報共有している。薬が必要な子どもの一覧表があり、職員による適切な服薬支援が可能である。アレルギー児に関しては、給食前に調理員とクラス担任がアレルギーが無いことを声かけ指さし確認し、専用の食器を使って誤食防止に努めている。職員はアレルギー疾患・慢性疾患について研修を行い、理解を深めている。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  食育計画は年齢ごとに作成されている。食物の栄養素や身体への働きが分かるポスターを掲示し、食事に対して関心が持てるように取り組んでいる。園庭で野菜を栽培し、育てる経験や収穫した物を味わう機会を設けている。降園時に給食の写真や献立を掲示し、保護者からも「分かりやすい」と高評価である。子ども一人ひとりの食の好みや量を把握し、それぞれのペースで食事ができるように取り組んでいる。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  安心安全な給食を提供するため、マニュアルを基に衛生管理を徹底している。調理員が子どもたちの食事の様子を確認し、子どもが食べやすい食材や味等を把握し、日々の給食に反映させている。市内共通の献立を基に、行事食や季節の食材をメニューに取り入れることで、子どもたちにとっても給食が楽しい時間となっている。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  毎日の活動の内容を「連絡ノート」や連絡ボードで伝え、家庭との日常的な情報共有を行っている。年2回個人懇談会を実施し、個別に子どもの様子をじっくり話し合う機会を設けている。情報については個別ファイルに記録し、職員間で共有している。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  送迎時や懇談時に、保護者からの相談を受けている。長時間保育を利用する保護者に対しては、日程を調整する等してコミュニケーションを取り、信頼関係を築けるように心掛けている。相談内容は個別ファイルに適切に記録し、職員間で共有している。市で取り組んでいる病児保育等、安心して子育てができる環境であることを伝えている。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  虐待等権利侵害に対するマニュアルは整備され、虐待の疑いがある時には園長や園長代理に報告し、行政への報告も行っている。マニュアルに基づく研修は、市の子ども政策課が行うものや外部研修があり、虐待の兆候を見逃さないように努めている。保護者の小さな変化や子どもの言動等からも早期発見ができるよう、保護者とのコミュニケーションをより綿密に行うことを意識している。</p>		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  年度初めに「目標シート」を記入し、記入時・中間・年度末に園長と面談を行い、見直しや改善に努めている。「目標シート」の内容を基にして園内研究のテーマを決め、職員間で学び合う機会を設けている。市の主管で、職員は自己評価を行っており、自身の保育実践の振り返りの機会となっている。</p>		